

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月15日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	050-4561-2573
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・アラブ株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	上限3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・アラブ株式ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

① 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

※基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

② 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社（照会先は「(12) その他⑤その他」をご覧ください。）または委託会社が指定する販売会社（販売会社については委託会社にご照会ください。）にお問合せください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.0%）です。詳しくは販売会社にお問合せください。

収益分配金再投資の際は、申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める申込単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

2026年7月16日から2027年1月15日まで

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込の取扱いを行います。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額[※]を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取扱いします。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問合せください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】**① 取得申込みの方法等**

受益権の取得申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

⑤ その他

お問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて中長期的な投資信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。詳しくは後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／海外／株式に属します。

商品分類については一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式)) ※		アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中東／アフリカ		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券 (株式)）	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
中東／アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中東およびアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1. 主としてアラブ地域を中心とした中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業[※]に実質的に投資します。

※ サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等の企業または同地域において主な事業を展開する企業の株式等（これに準じるワラントや債券等を含みます。）を実質的な投資対象とします。実質的な投資対象国はこれらに限定するものではなく変更または増減する場合があります。ベンチマークはありません。

2. ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業に投資するファンドへの投資を通じて、これらの地域への実質的な分散投資を行います。

- 主としてルクセンブルク籍の外国投資法人「Amundi Funds エクイティ MENA」と「Amundi Funds キャッシュ・USD」に投資します。アラブ地域の企業への実質的な投資は「Amundi Funds エクイティ MENA」を通じて行います。詳しくは後記「(3)ファンドの仕組み および 2 投資方針 (1)投資方針 ② 投資態度」をご参照ください。

MENA（ミーナ）地域とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、湾岸協力会議（GCC）6カ国を中心に形成される経済圏です。

- 「Amundi Funds エクイティ MENA」および「Amundi Funds キャッシュ・USD」の運用はフランスのアムンディ・アセットマネジメントが行います。
- 投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

- アラブ地域の多くは、自国通貨を米ドルに連動させる「米ドルペッグ制」の通貨政策をとっています[※]。

このため、アラブ諸国の現地通貨は米ドルの変動に連動しているため、円で投資されるお客様の為替変動リスクは米ドルの円に対する変動とほぼ同じになります。しか

し、アラブ地域の一部の国ではインフレを抑制するために通貨を切り上げようとする動きも出ており、将来的に米ドルペッグ制から離脱する可能性もあります。この場合、米ドルとの連動は低くなりますので、為替変動リスクは現地通貨と円の変動が重要となります。

※ クウェートは、2007年5月に「米ドルペッグ制」を廃止し、自国通貨を複数の通貨で構成される通貨バスケットに連動させる「バスケットペッグ制」の通貨政策に移行しました。また、エジプトは、「変動相場制」をとっています。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2008年1月31日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2010年7月1日 ファンドの名称を「ＳＧ アラブ株式ファンド」から「アムンディ・アラブ株式ファンド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

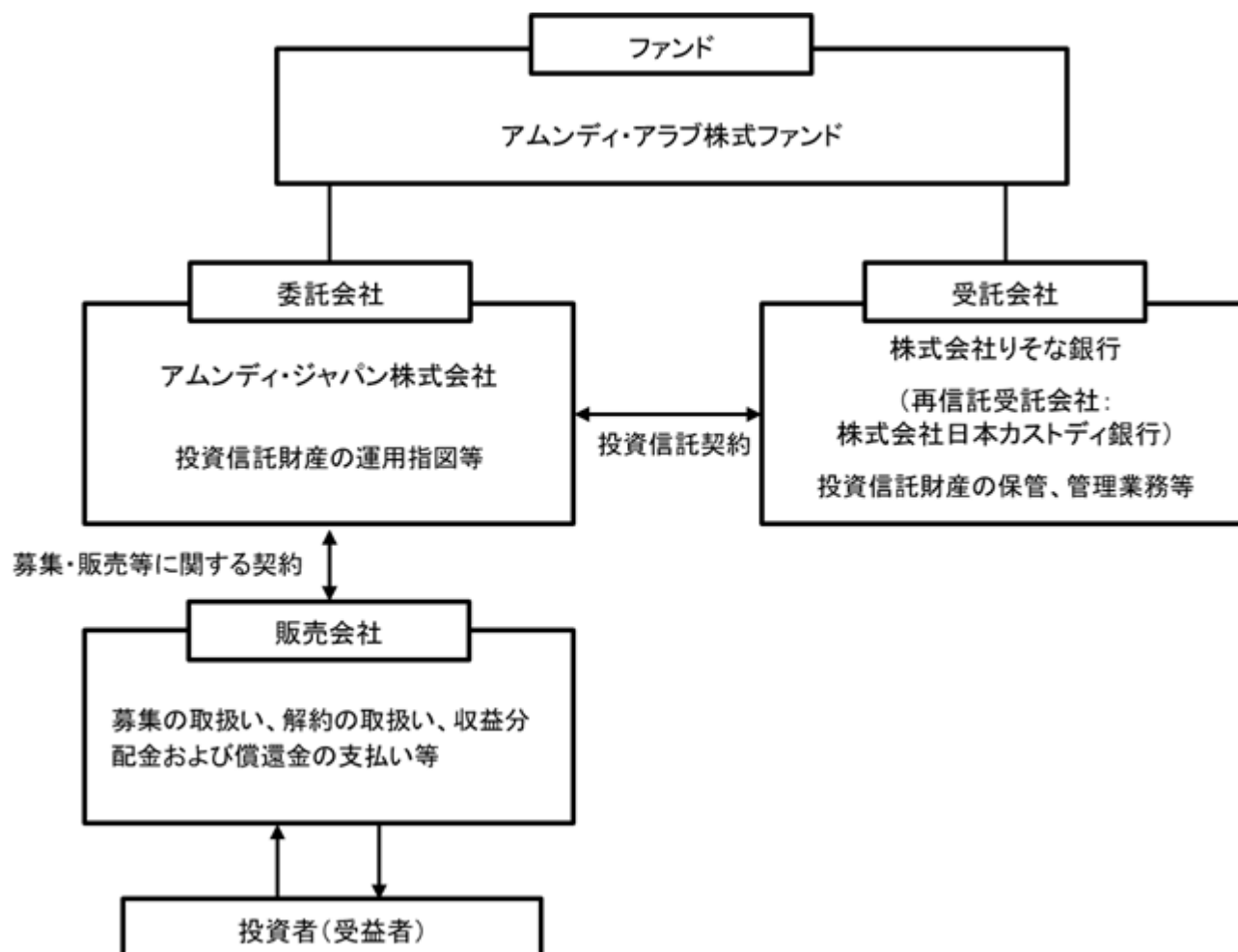
複数の投資信託証券（サブファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

<イメージ図>



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

② 投資態度

- (イ) 主としてルクセンブルク籍の米ドル建の外国投資法人である「Amundi Funds エクイティ MENA (Amundi Funds Equity MENA)」および「Amundi Funds キャッシュ・USD (Amundi Funds Cash USD)」(以下両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。)の投資証券(以下「投資信託証券」といいます。)を投資対象とします。
- (ロ) この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な投資は、サブファンドの投資信託証券への投資を通じて行います。
- (ハ) 投資対象のサブファンドにおいては、中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業(中東・北アフリカ諸国の企業を含みます。)の株式等へ投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ニ) 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (ホ) 原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

[投資対象ファンドの選定方針]

委託会社は、アムンディの中で運用される中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業の株式等へ投資するファンドとマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権
- (c) 約束手形

(ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主としてサブファンド（投資信託証券）に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券または証書の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (e) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (f) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) コール・ローン
- (c) 手形割引市場において売買される手形
- (d) 外国の者に対する権利で(c)の権利の性質を有するもの

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他

- (a) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

参 考 情 報**ファンドが投資する投資信託証券の概要**

ファンド名	Amundi Funds エクイティ MENA (Amundi Funds Equity MENA)
形態	ルクセンブルク籍投資法人Amundi Fundsをアンブレラファンドとするサブファンド Amundi Funds Equity MENAの外国投資証券（米ドル建）
主な投資対象	主として中東・北アフリカ諸国の上場株式等に投資します。
運用の基本方針	主として中東・北アフリカ諸国（MENA:サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、 クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、 レバノン、ヨルダン等）の企業等に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指して運 用します。
ベンチマーク	なし
運用会社	アムンディ・アセットマネジメント（Amundi Asset Management）

※アンブレラファンドとは、複数のファンドが群として構成され一体となったものをいいます。

ファンド名	Amundi Funds キャッシュ・USD (Amundi Funds Cash USD)
形態	ルクセンブルク籍投資法人Amundi Fundsをアンブレラファンドとするサブファンド Amundi Funds Cash USDの外国投資証券（米ドル建）
主な投資対象	主として米ドル建の短期金融商品等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主として米ドル建の短期金融商品等に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益 の確保をはかることを目標として運用を行います。
運用会社	アムンディ・アセットマネジメント（Amundi Asset Management）

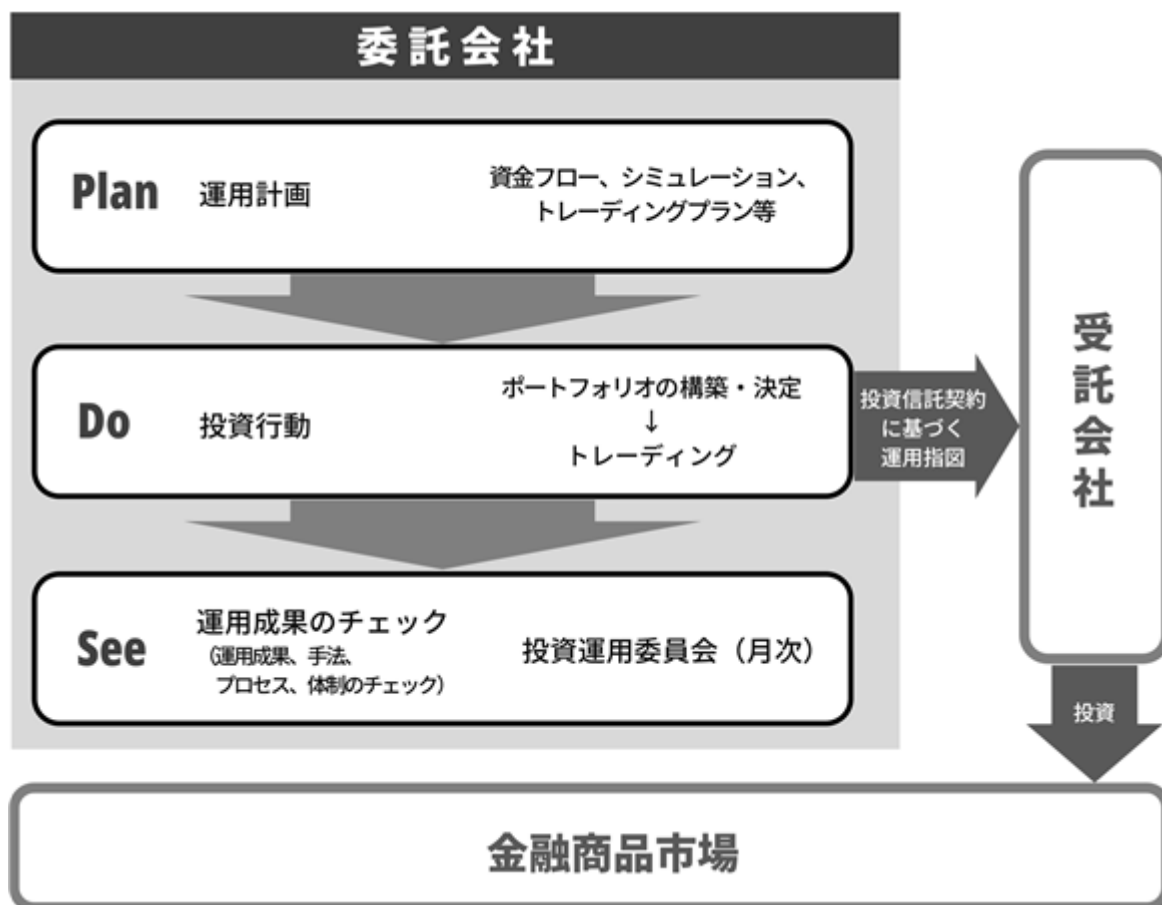
（注）各サブファンドの表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

（注）「Amundi Funds エクイティ M E N A」の運用において、投資対象国での規制等により株式に
よる投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場
合があります。

（３）【運用体制】

委託会社では、運用本部所属のファンド・マネジャーがファンドの運用指図を行います。月次で開催する投資運用委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



*運用成果のチェック：投資運用委員会（8名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【配分方針】

① 収益配分方針

毎決算時（年2回。4月、10月の原則15日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

（a）分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(d) 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

② 収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式への直接投資は行いません。

(ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(ニ) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として中東・北アフリカ諸国で事業展開を行う企業が発行する外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことや投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融商品市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先である中東・北アフリカなどのエマージング市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらに中東・北アフリカ地域については、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時には流動性が極端に減少し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

⑤ 為替変動リスク

ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

⑥ その他の留意事項

取得または換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止（換金の場合は外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合を含みます。）、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）などの諸事情により、金融商品市場または外国為替市場が閉鎖され、一時的に取得または換金等ができない場合等は、委託会社の判断により、ファンドの取得または換金の申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた取得または換金の申込みの受付けを取消すことがあります。

このほか、ファンドが主に実質的に投資する中東・北アフリカ諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの取得・換金のお申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・換金のお申込みの受付けを取消すことがあります。（詳しくは「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営」をご参照ください。）

取得または換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得または換金の申込みを撤回できます。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

② ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

③ 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) 委託会社のリスク管理について

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

- ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

流動性リスクについては次の通りモニタリングおよび管理を行います。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

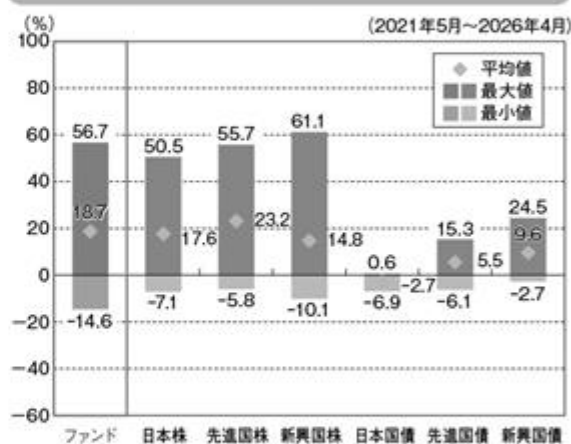
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2021年5月から2026年4月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRFC」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利はNFRFCに帰属します。

先進国債 FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JPモルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLC が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

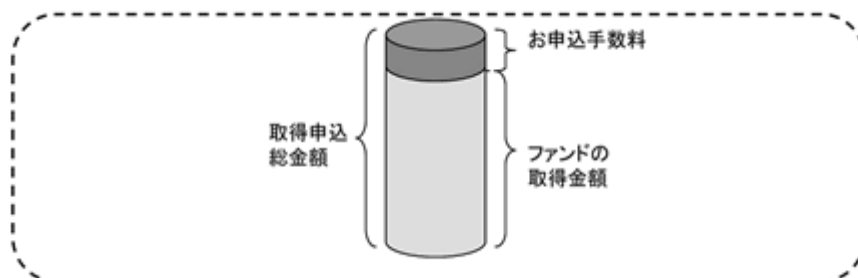
4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。



（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、換金の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た信託財産留保額[※]が控除されます。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

（3）【信託報酬等】

① 運用管理費用（信託報酬）は以下の通りです。

フ ァ ン ド	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.254%（税抜1.140%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。		
	（信託報酬の配分）		
	支払先	料率（年率）	役務の内容
	委託会社	0.30%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	0.80%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.04%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。			

投 資 対 象 と する 投 資 信 託 証 券	名称	料率（年率）
	Amundi Funds エクイティ MENA	1.0%（上限、本書作成日現在） [*]
	Amundi Funds キャッシュ・USD	0.1%（上限、本書作成日現在）
	※この他に、「Amundi Funds エクイティ MENA」においては成功報酬がかかりますが、運用状況によって変動するためその合計額は記載しておりません。 「Amundi Funds エクイティ MENA」の基準価額（成功報酬控除前）が、計算期間（7月1日から翌年6月30日まで）において期首の基準価額から参照指数（S&P Pan Arab Large Mid Cap）のパフォーマンスを上回った場合、超過分に対して20%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上され（参照指数のパフォーマンスを下回った場合は戻し入れされます）、計算期間終了後にサブファンドから控除されます。	

実質的な負担の上限	純資産総額に対して年率2.254%（税込）＊ ＊ファンドの信託報酬率年率1.254%（税込）にサブファンドのうち信託報酬が最大のもの（年率1.0%）を加算しております。実際の信託報酬の合計額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。
-----------	--

- ② 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
 - ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
 - ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
 - ⑤ サブファンドにおいては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用等がかかります。
- ※ その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2026年4月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となりま

す。ファンドはNISAの対象ではありません。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税[※]または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税[※]が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）
----	---------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15.315%）
----	---------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

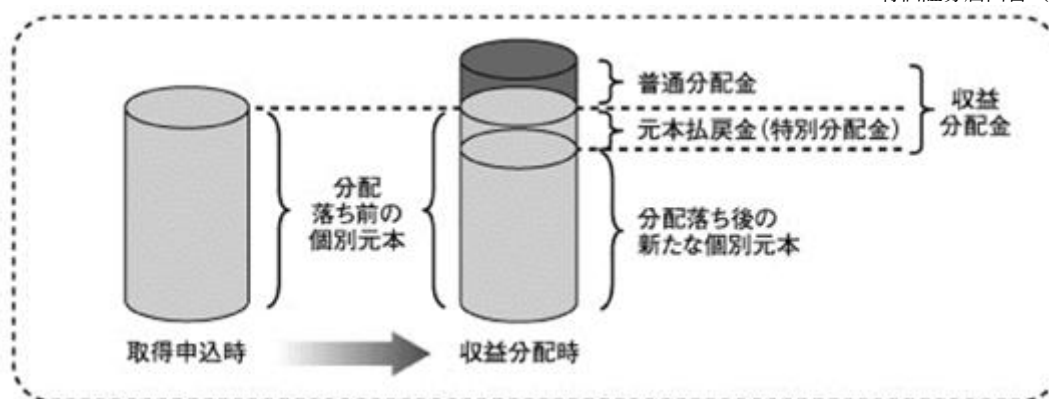
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

(参考情報)ファンドの総経費率

(対象期間:2025年10月16日～2026年4月15日)

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
3.03%	1.25%	1.78%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2026年4月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

2026年4月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	2,555,751,762	98.37
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	42,249,106	1.62
合計（純資産総額）		2,598,000,868	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2026年4月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds エクイティ MENA	5,715.007	446,780.77	2,553,355,284	443,399.75	2,534,032,725	97.53
2	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds キャッシュ・USD	104.595	207,310.48	21,683,640	207,648.90	21,719,037	0.83

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資証券	外国	98.37
合計		98.37

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第17期計算期間末（2016年10月17日）	2,191,714,529	2,191,714,529	0.6898	0.6898
第18期計算期間末（2017年 4月17日）	2,476,327,292	2,476,327,292	0.8033	0.8033
第19期計算期間末（2017年10月16日）	2,573,572,530	2,573,572,530	0.8664	0.8664
第20期計算期間末（2018年 4月16日）	2,433,165,511	2,433,165,511	0.9198	0.9198
第21期計算期間末（2018年10月15日）	2,293,256,523	2,293,256,523	0.8859	0.8859
第22期計算期間末（2019年 4月15日）	2,351,344,927	2,351,344,927	1.0220	1.0220
第23期計算期間末（2019年10月15日）	1,856,038,066	1,856,038,066	0.8878	0.8878
第24期計算期間末（2020年 4月15日）	1,492,776,638	1,492,776,638	0.7519	0.7519
第25期計算期間末（2020年10月15日）	1,693,210,677	1,693,210,677	0.8659	0.8659
第26期計算期間末（2021年 4月15日）	1,788,397,641	1,788,397,641	1.0391	1.0391
第27期計算期間末（2021年10月15日）	1,977,141,946	1,977,141,946	1.2695	1.2695
第28期計算期間末（2022年 4月15日）	3,320,312,171	3,320,312,171	1.6728	1.6728
第29期計算期間末（2022年10月17日）	3,151,781,767	3,151,781,767	1.6453	1.6453
第30期計算期間末（2023年 4月17日）	2,609,902,483	2,609,902,483	1.4283	1.4283
第31期計算期間末（2023年10月16日）	2,661,230,564	2,661,230,564	1.5516	1.5516
第32期計算期間末（2024年 4月15日）	2,827,403,921	2,827,403,921	1.8257	1.8257
第33期計算期間末（2024年10月15日）	2,484,630,356	2,484,630,356	1.7200	1.7200
第34期計算期間末（2025年 4月15日）	2,251,709,393	2,251,709,393	1.6823	1.6823
第35期計算期間末（2025年10月15日）	2,490,898,208	2,490,898,208	1.9604	1.9604
第36期計算期間末（2026年 4月15日）	2,610,939,311	2,610,939,311	2.0743	2.0743
2025年 4月末日	2,316,214,096	—	1.7321	—
5月末日	2,319,796,621	—	1.7478	—
6月末日	2,388,285,625	—	1.8098	—
7月末日	2,451,567,042	—	1.9030	—
8月末日	2,364,243,640	—	1.8404	—
9月末日	2,409,067,540	—	1.8922	—
10月末日	2,550,422,401	—	2.0118	—
11月末日	2,416,959,065	—	1.9182	—
12月末日	2,486,608,075	—	1.9823	—
2026年 1月末日	2,654,888,412	—	2.1029	—
2月末日	2,642,566,957	—	2.0988	—
3月末日	2,489,083,930	—	1.9849	—
4月末日	2,598,000,868	—	2.0769	—

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第17期計算期間	2016年 4月16日～2016年10月17日	0.0000
第18期計算期間	2016年10月18日～2017年 4月17日	0.0000
第19期計算期間	2017年 4月18日～2017年10月16日	0.0000
第20期計算期間	2017年10月17日～2018年 4月16日	0.0000
第21期計算期間	2018年 4月17日～2018年10月15日	0.0000
第22期計算期間	2018年10月16日～2019年 4月15日	0.0000
第23期計算期間	2019年 4月16日～2019年10月15日	0.0000
第24期計算期間	2019年10月16日～2020年 4月15日	0.0000
第25期計算期間	2020年 4月16日～2020年10月15日	0.0000
第26期計算期間	2020年10月16日～2021年 4月15日	0.0000
第27期計算期間	2021年 4月16日～2021年10月15日	0.0000
第28期計算期間	2021年10月16日～2022年 4月15日	0.0000
第29期計算期間	2022年 4月16日～2022年10月17日	0.0000
第30期計算期間	2022年10月18日～2023年 4月17日	0.0000
第31期計算期間	2023年 4月18日～2023年10月16日	0.0000
第32期計算期間	2023年10月17日～2024年 4月15日	0.0000
第33期計算期間	2024年 4月16日～2024年10月15日	0.0000
第34期計算期間	2024年10月16日～2025年 4月15日	0.0000
第35期計算期間	2025年 4月16日～2025年10月15日	0.0000
第36期計算期間	2025年10月16日～2026年 4月15日	0.0000

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第17期計算期間	2016年 4月16日～2016年10月17日	△10.6
第18期計算期間	2016年10月18日～2017年 4月17日	16.5
第19期計算期間	2017年 4月18日～2017年10月16日	7.9
第20期計算期間	2017年10月17日～2018年 4月16日	6.2
第21期計算期間	2018年 4月17日～2018年10月15日	△3.7
第22期計算期間	2018年10月16日～2019年 4月15日	15.4
第23期計算期間	2019年 4月16日～2019年10月15日	△13.1
第24期計算期間	2019年10月16日～2020年 4月15日	△15.3
第25期計算期間	2020年 4月16日～2020年10月15日	15.2
第26期計算期間	2020年10月16日～2021年 4月15日	20.0
第27期計算期間	2021年 4月16日～2021年10月15日	22.2
第28期計算期間	2021年10月16日～2022年 4月15日	31.8
第29期計算期間	2022年 4月16日～2022年10月17日	△1.6
第30期計算期間	2022年10月18日～2023年 4月17日	△13.2
第31期計算期間	2023年 4月18日～2023年10月16日	8.6
第32期計算期間	2023年10月17日～2024年 4月15日	17.7
第33期計算期間	2024年 4月16日～2024年10月15日	△5.8
第34期計算期間	2024年10月16日～2025年 4月15日	△2.2
第35期計算期間	2025年 4月16日～2025年10月15日	16.5
第36期計算期間	2025年10月16日～2026年 4月15日	5.8

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第17期計算期間	2016年 4月16日～2016年10月17日	61,980,138	168,079,474	3,177,257,520
第18期計算期間	2016年10月18日～2017年 4月17日	206,420,821	300,931,890	3,082,746,451
第19期計算期間	2017年 4月18日～2017年10月16日	186,562,358	298,745,923	2,970,562,886
第20期計算期間	2017年10月17日～2018年 4月16日	57,734,972	382,905,389	2,645,392,469
第21期計算期間	2018年 4月17日～2018年10月15日	278,302,849	335,034,538	2,588,660,780
第22期計算期間	2018年10月16日～2019年 4月15日	27,754,186	315,759,025	2,300,655,941
第23期計算期間	2019年 4月16日～2019年10月15日	55,737,873	265,779,915	2,090,613,899
第24期計算期間	2019年10月16日～2020年 4月15日	57,227,068	162,591,460	1,985,249,507
第25期計算期間	2020年 4月16日～2020年10月15日	34,564,175	64,378,468	1,955,435,214
第26期計算期間	2020年10月16日～2021年 4月15日	33,010,727	267,324,454	1,721,121,487
第27期計算期間	2021年 4月16日～2021年10月15日	90,066,031	253,789,067	1,557,398,451
第28期計算期間	2021年10月16日～2022年 4月15日	834,473,570	406,976,454	1,984,895,567
第29期計算期間	2022年 4月16日～2022年10月17日	800,932,968	870,231,177	1,915,597,358
第30期計算期間	2022年10月18日～2023年 4月17日	114,429,609	202,751,507	1,827,275,460
第31期計算期間	2023年 4月18日～2023年10月16日	132,884,804	244,959,350	1,715,200,914
第32期計算期間	2023年10月17日～2024年 4月15日	71,948,227	238,478,988	1,548,670,153
第33期計算期間	2024年 4月16日～2024年10月15日	73,624,475	177,751,416	1,444,543,212
第34期計算期間	2024年10月16日～2025年 4月15日	82,250,652	188,295,790	1,338,498,074
第35期計算期間	2025年 4月16日～2025年10月15日	47,858,742	115,774,496	1,270,582,320
第36期計算期間	2025年10月16日～2026年 4月15日	74,223,014	86,097,860	1,258,707,474

（注）全て本邦内におけるものです。

(参考情報)

運用実績

2026 年 4 月末日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移



■基準価額と純資産総額■

基準価額	20,769円
純資産総額	26.0億円

■分配の推移■

決算日	分配金(円)
32期(2024年4月15日)	0
33期(2024年10月15日)	0
34期(2025年4月15日)	0
35期(2025年10月15日)	0
36期(2026年4月15日)	0
設定来累計	100

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、組入上位10銘柄、組入上位5業種および組入上位5カ国はAmundi Funds エクイティ MENAのポートフォリオの状況を記載しています。

■資産配分■

	比率(%)
Amundi Funds エクイティ MENA	97.54
Amundi Funds キャッシュ・USD	0.84
現金等	1.63
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.00%
とならない場合があります。

■組入上位10銘柄■

	銘柄名	国名	業種	比率(%)
1	アルラジ銀行	サウジアラビア	金融	9.57
2	サウジ・ナショナル・バンク	サウジアラビア	金融	6.41
3	サウジ・アラビアン・オイル	サウジアラビア	エネルギー	3.59
4	クウェート・ファイナンス・ハウス	クウェート	金融	3.58
5	ファースト・アブダビ・バンク	UAE	金融	3.16
6	サウジ・テレコム	サウジアラビア	コミュニケーション・サービス	3.01
7	サウジアラビアン・マイニング	サウジアラビア	素材	2.94
8	エマール・プロパティーズ	UAE	不動産	2.93
9	ナショナル・バンク・オブ・クウェート	クウェート	金融	2.43
10	エミレーツNBD	UAE	金融	2.30

■組入上位5業種■

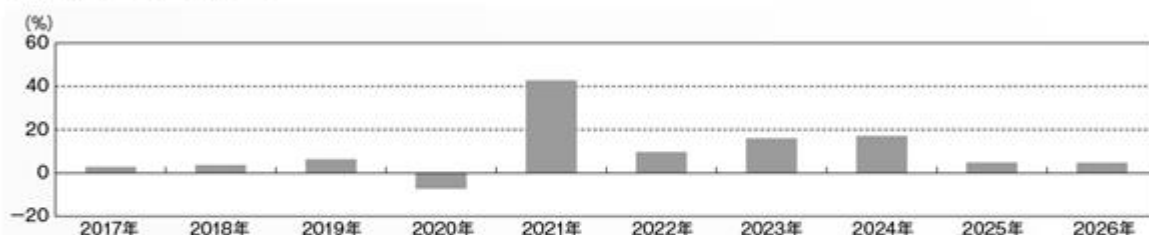
	業種	比率(%)
1	金融	50.38
2	素材	12.98
3	エネルギー	9.24
4	コミュニケーション・サービス	7.84
5	資本財・サービス	6.57

■組入上位5カ国■

	国名	比率(%)
1	サウジアラビア	46.52
2	UAE	24.04
3	クウェート	7.16
4	カタール	4.99
5	エジプト	4.08

*比率は、Amundi Funds エクイティ MENAの純資産総額に対する割合です。
*UAE(アラブ首長国連邦)は、アブダビ、ドバイなどの首長国から構成される連邦国家です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2026 年は年初から 4 月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合わせることで知ることができます。



- ③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記②のお問合せ先にご照会ください。）へお問合わせください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。

- ④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、取得申込みの受付を行わないことがあります。

詳しくは後記の＜ラマダン・犠牲祭等による休日に該当する場合の取扱い＞をご参照ください。

2【換金（解約）手続等】

- ① 換金を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が個別に定める口数および換金単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。ただし、ルクセンブルクの銀行休業日の場合には解約請求の申込みは受付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

- ② 換金の価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。換金価額は販売会社または委託会社（前記1 申込（販売）手続等 ②のお問合せ先にご照会ください。）にお問合わせください。なお換金代金は、換金受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

$$\text{換金価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.2\%)$$

- ③ 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 委託会社は、解約請求申込受付日の解約請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、石油産出施設の大規模な破壊、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受け付けを制限または中止すること、およびすでに受付けた請求を取消すことができます。

このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、解約請求の受付を行わないことがあります。

詳しくは後記＜ラマダン・犠牲祭等による休日に該当する場合の取扱い＞をご参照ください。

- ⑥ 前記⑤により解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該解約請求の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該解約請求の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記②の規定に準じて算出した価額とします。

※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合わせください。



<ラマダン・犠牲祭等による休日に該当する場合の取扱い>

ファンドが主に実質的に投資する中東・北アフリカ諸国では、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの取得・解約のお申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受け付けた取得・解約のお申込みの受け付けを取消することがあります。

3【資産管理等の概要】

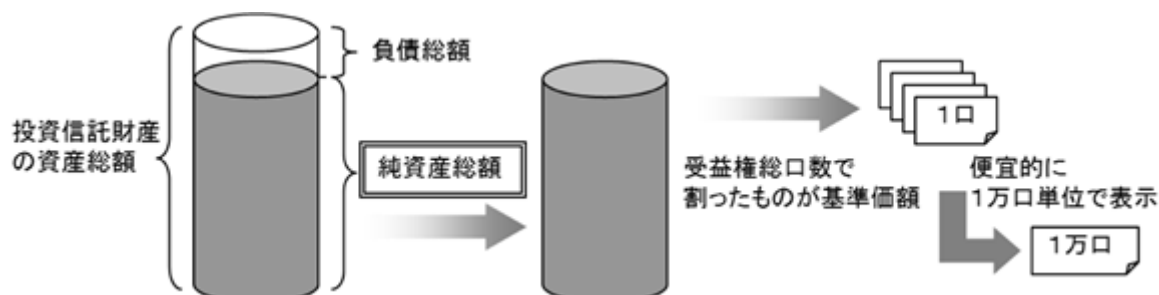
(1)【資産の評価】

①基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



②基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン **050-4561-2500**
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

③追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として無期限[※]です。

※ただし信託期間中にこの投資信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「(5)その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

(4) 【計算期間】

①原則として、毎年4月16日から10月15日まで、10月16日から翌年4月15日までとします。

②前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき

B やむを得ない事情が発生したとき

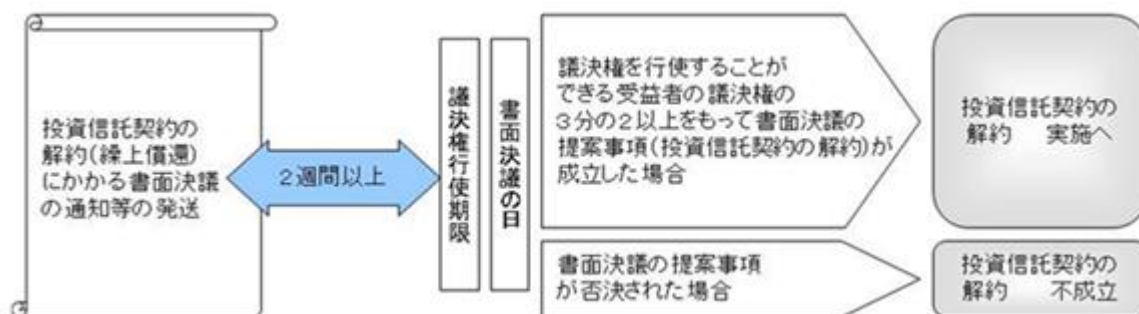
C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が10億円を下回ることとなったとき

D AからCにかかわらず、ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

- (ロ) (イ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ハ) (イ) から(ロ)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(イ)により投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

<信託の終了の手続>



- (二) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

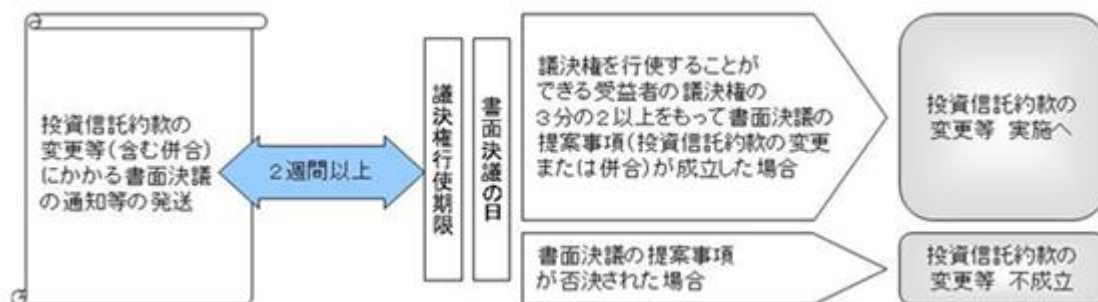
- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

② 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ハ) (ロ) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) (ロ) から(ニ)の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

＜投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続＞



③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、ファンドの重大な投資信託約款の変更等またはファンドの繰上償還を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

④ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年4月、10月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入
有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れて
いる受益者に販売会社より送付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 050-4561-2500

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の
3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的
に1年間更新されるものとします。

⑦ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が
その任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判
所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が
受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたが
い、新受託会社を選任します。

⑧ その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎計算期間の終了後
3ヵ月以内に提出します。
- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ
銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に
かかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに支払を開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約の実行請求権

- 1) 受益者は、販売会社が個別に定める口数および単位で一部解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、請求受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者にお支払いします。
＊買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店または営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期計算期間(2025年10月16日から2026年4月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・アラブ株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第35期計算期間末 (2025年10月15日)	第36期計算期間末 (2026年 4月15日)
資産の部		
流動資産		
預金	817,903	883,613
コール・ローン	65,490,277	76,176,845
投資証券	2,442,130,879	2,551,277,732
未収利息	627	1,252
流動資産合計	2,508,439,686	2,628,339,442
資産合計	2,508,439,686	2,628,339,442
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,835,996	772,712
未払受託者報酬	522,521	556,076
未払委託者報酬	14,369,354	15,292,117
その他未払費用	813,607	779,226
流動負債合計	17,541,478	17,400,131
負債合計	17,541,478	17,400,131
純資産の部		
元本等		
元本	1,270,582,320	1,258,707,474
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,220,315,888	1,352,231,837
（分配準備積立金）	689,459,576	782,845,866
元本等合計	2,490,898,208	2,610,939,311
純資産合計	2,490,898,208	2,610,939,311
負債純資産合計	2,508,439,686	2,628,339,442

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第35期計算期間 自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日	第36期計算期間 自 2025年10月16日 至 2026年 4月15日
営業収益		
受取利息	116,814	167,267
有価証券売買等損益	259,006,665	43,421,994
為替差損益	119,641,425	115,706,232
営業収益合計	378,764,904	159,295,493
営業費用		
受託者報酬	522,521	556,076
委託者報酬	14,369,354	15,292,117
その他費用	840,033	802,381
営業費用合計	15,731,908	16,650,574
営業利益又は営業損失（△）	363,032,996	142,644,919
経常利益又は経常損失（△）	363,032,996	142,644,919
当期純利益又は当期純損失（△）	363,032,996	142,644,919
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	16,073,802	3,936,781
期首剰余金又は期首欠損金（△）	913,211,319	1,220,315,888
剰余金増加額又は欠損金減少額	39,036,482	75,705,260
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	39,036,482	75,705,260
剰余金減少額又は欠損金増加額	78,891,107	82,497,449
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	78,891,107	82,497,449
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,220,315,888	1,352,231,837

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第35期計算期間末（2025年10月15日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第36期計算期間末（2026年 4月15日）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第35期計算期間末 (2025年10月15日)	第36期計算期間末 (2026年 4月15日)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,338,498,074円	1,270,582,320円
期中追加設定元本額	47,858,742円	74,223,014円
期中一部解約元本額	115,774,496円	86,097,860円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,270,582,320口	1,258,707,474口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	－円	－円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第35期計算期間 自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日	第36期計算期間 自 2025年10月16日 至 2026年 4月15日
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,333,598,667円（1万口当たり10,495円）ですが、分配を行っておりません。 A 費用控除後の配当等収益額 108,525円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 173,248,053円 C 収益調整金額 644,139,091円 D 分配準備積立金額 516,102,998円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,333,598,667円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 1,270,582,320口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 10,495円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額 (F×H/10,000) 0円	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は1,460,144,920円（1万口当たり11,600円）ですが、分配を行っておりません。 A 費用控除後の配当等収益額 144,879円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 138,563,259円 C 収益調整金額 677,299,054円 D 分配準備積立金額 644,137,728円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,460,144,920円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 1,258,707,474口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 11,600円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額 (F×H/10,000) 0円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第35期計算期間 自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日	第36期計算期間 自 2025年10月16日 至 2026年 4月15日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第35期計算期間末 (2025年10月15日)	第36期計算期間末 (2026年 4月15日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第35期計算期間末 (2025年10月15日)	第36期計算期間末 (2026年 4月15日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	247,326,529	43,599,097
合計	247,326,529	43,599,097

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第35期計算期間 自 2025年 4月16日 至 2025年10月15日	第36期計算期間 自 2025年10月16日 至 2026年 4月15日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第35期計算期間末 (2025年10月15日)	第36期計算期間末 (2026年 4月15日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.9604円 (19,604円)
	2.0743円 (20,743円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	Amundi Funds エクイティ MENA	5,715.007	15,919,666.34	
		Amundi Funds キャッシュ・USD	104.595	135,193.22	
		小計銘柄数：2	5,819.602	16,054,859.56 (2,551,277,732)	
		組入時価比率：97.7%		100.0%	
合計				2,551,277,732 (2,551,277,732)	

（有価証券明細表注記）

- 1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2026年4月末日現在

I 資産総額	2,615,076,682円
II 負債総額	17,075,814円
III 純資産総額（I－II）	2,598,000,868円
IV 発行済口数	1,250,895,359口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0769円
（1万口当たり純資産額）	（20,769円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書作成日現在

資本金の額	: 12億円
発行株式総数	: 9,000,000株
発行済株式総数	: 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、アムンディ・アセットマネジメント（パリ）のグローバル・インベストメント・コミッティーの投資方針、以下の各委員会の決定・フィードバックおよび、運用本部所属の各部における運用戦略会議に基づき行われ、リード・ポートフォリオ・マネジャーの責任のもと、定められたプロセスに則りポートフォリオの見直し、個別銘柄の選択および売買に関する指図が行われます。



投資政策委員会

当社が投資一任または投資信託業務において提供する投資戦略を対象に、その投資プロセスやリスク管理等の妥当性、並びに既存の投資戦略において発生する重大な変更に関し、討議、承認を行います。

リスク委員会

運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認、パフォーマンス評価およびフィードバックを行います。

投資運用委員会

1) 当社がファンドないし個別口座を通して提供する戦略の運用実績及び投資環境、2) 当社が運用を再委託したファンドのパフォーマンス状況等、について協議ならびに決定を行います。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

② 営業の概況

委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	12	34,946
追加型株式投資信託	101	3,174,800
合 計	113	3,209,747

（2026年4月末日現在）

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 44 期 (2024年 12月 31日)		第 45 期 (2025年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,520,265		9,512,644
前払費用		69,841		93,408
未収入金		27,990		122,530
未収委託者報酬		2,163,372		2,161,177
未収運用受託報酬		1,144,282		1,451,157
未収投資助言報酬		10,412		20,308
未収収益	*1	869,812	*1	770,845
立替金		46,607		50,497
その他		2,290		1,679
流動資産合計		13,854,875		14,184,249
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	407,033	*2	382,318
車両運搬具(純額)	*2	271	*2	192
器具備品(純額)	*2	118,777	*2	99,046
有形固定資産合計		526,083		481,557
無形固定資産				
ソフトウェア		31,324		20,576
のれん		379,024		324,878
無形固定資産合計		410,349		345,454
投資その他の資産				
金銭の信託		1,108,127		396
投資有価証券		2,509		6,083
長期差入保証金		234,153		248,535
前払年金費用		-		16,931
繰延税金資産		262,423		269,865
投資その他の資産合計		1,607,214		541,812
固定資産合計		2,543,647		1,368,824
資産合計		16,398,522		15,553,073

(単位：千円)

	第 44 期 (2024年 12月 31日)	第 45 期 (2025年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	158,562	150,349
未払償還金	686	686
未払手数料	919,674	891,147
その他未払金	397,911	393,367
未払費用	247,760	345,451
未払法人税等	686,360	322,256
未払消費税等	291,355	31,518
賞与引当金	636,328	666,722
役員賞与引当金	113,497	113,864
流動負債合計	3,452,137	2,915,363
固定負債		
退職給付引当金	28,890	1,740
賞与引当金	36,472	34,450
役員賞与引当金	96,257	75,360
資産除去債務	148,631	149,767
固定負債合計	310,252	261,318
負債合計	3,762,390	3,176,682
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	1,076,268	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,092	110,092
その他利益剰余金	10,233,274	9,989,288
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	8,633,274	8,389,288
利益剰余金合計	10,343,367	10,099,380
株主資本合計	12,619,635	12,375,649
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,496	742
評価・換算差額等合計	16,496	742
純資産合計	12,636,132	12,376,391
負債純資産合計	16,398,522	15,553,073

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 44 期 (自2024年 1月 1日 至2024年 12月 31日)	第 45 期 (自2025年 1月 1日 至2025年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	10,275,770	10,385,910
運用受託報酬	3,861,458	2,907,447
投資助言報酬	28,476	26,309
その他営業収益	1,901,290	1,964,414
営業収益合計	16,066,995	15,284,081
営業費用		
支払手数料	5,390,360	5,405,062
広告宣伝費	50,650	52,430
調査費	907,754	1,105,619
委託調査費	2,084,794	1,366,153
委託計算費	16,946	16,351
通信費	11,585	10,519
印刷費	53,204	42,150
協会費	19,389	20,864
営業費用合計	8,534,686	8,019,152
一般管理費		
役員報酬	82,497	82,647
給料・手当	2,222,844	2,407,042
賞与	1,281	1,576
役員賞与	23,283	10,738
交際費	10,999	11,871
旅費交通費	62,098	96,215
租税公課	97,107	89,593
不動産賃借料	162,590	163,425
賞与引当金繰入	500,817	628,224
役員賞与引当金繰入	64,957	70,352
退職給付費用	111,360	113,114
固定資産減価償却費	75,904	65,370
のれん償却	54,146	54,146
福利厚生費	311,861	340,349
諸経費	357,236	491,681
一般管理費合計	4,138,987	4,626,350
営業利益	3,393,321	2,638,577
営業外収益		
有価証券売却益	-	41,202
賞与引当金戻入額	-	1,333
退職給付引当金戻入額	16,854	-
受取利息	9	94
為替差益	42,124	29,966
雑収入	836	4,987
営業外収益合計	59,824	77,584
営業外費用		
有価証券売却損	73,011	-
雑損失	1,722	0
営業外費用合計	74,734	0
経常利益	3,378,411	2,716,161
税引前当期純利益	3,378,411	2,716,161
法人税、住民税及び事業税	1,011,514	760,651
法人税等調整額	2,123	△503
法人税等合計	1,013,638	760,148
当期純利益	2,364,773	1,956,013

（３）【株主資本等変動計算書】

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862
当期変動額					
剰余金の配当			△1,500,000	△1,500,000	△1,500,000
当期純利益			2,364,773	2,364,773	2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			864,773	864,773	864,773
当期末残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△50	△50	11,754,811
当期変動額			
剰余金の配当			△1,500,000
当期純利益			2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,547	16,547	16,547
当期変動額合計	16,547	16,547	881,320
当期末残高	16,496	16,496	12,636,132

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635
当期変動額					
剰余金の配当			△2,200,000	△2,200,000	△2,200,000
当期純利益			1,956,013	1,956,013	1,956,013
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			△243,986	△243,986	△243,986
当期末残高	110,092	1,600,000	8,389,288	10,099,380	12,375,649

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	16,496	16,496	12,636,132
当期変動額			
剰余金の配当			△2,200,000
当期純利益			1,956,013
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△15,754	△15,754	△15,754
当期変動額合計	△15,754	△15,754	△259,740
当期末残高	742	742	12,376,391

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	4年
器具備品	2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役員と従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他営業収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第44期（2024年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 624,335 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 80,754 千円
車両運搬具 46 千円
器具備品 135,223 千円

第45期（2025年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 433,470 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 111,851 千円
車両運搬具 125 千円
器具備品 132,724 千円

（損益計算書関係）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日 定時株主総会	普通株式	1,200,000	利益剰余金	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日 定時株主総会	普通株式	1,200,000	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日
2025年9月26日 取締役会	普通株式	1,000,000	416円66銭	2025年6月30日	2025年9月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年3月23日 定時株主総会	普通株式	1,900,000	利益剰余金	791円67銭	2025年12月31日	2026年3月23日

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
1年内	198,333 千円	214,301 千円
1年超	115,694 千円	621,127 千円
合計	314,028 千円	835,429 千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料、未払費用、その他未払金及び未払法人税等は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規程」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第44期（2024年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,108,127	1,108,127	-
長期差入保証金	234,153	223,047	△11,106
資産計	1,342,281	1,331,174	△11,106

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

- 現金・預金
- 未収委託者報酬
- 未収運用受託報酬
- 未収収益
- 未払手数料
- 未払費用
- その他未払金
- 未払法人税等

第45期（2025年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	248,535	162,470	△86,064
資産計	248,535	162,470	△86,064

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未払手数料
未払費用
その他未払金
未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,108,127	-	1,108,127
資産計	-	1,108,127	-	1,108,127

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

第45期（2025年12月31日）

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第44期（2024年12月31日）

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	-	223,047	-	223,047
資産計	-	223,047	-	223,047

第45期（2025年12月31日）

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期差入保証金	-	162,470	-	162,470
資産計	-	162,470	-	162,470

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

第45期(2025年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

第45期(2025年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第44期(2024年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,086,860	1,110,637	23,777
	小計	1,086,860	1,110,637	23,777
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,086,860	1,110,637	23,777

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第45期(2025年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	5,396	6,480	1,083
	小計	5,396	6,480	1,083
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		5,396	6,480	1,083

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	377,537	36,537	109,507
投資信託	1,058	-	41

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	1,099,500	15,241	205
投資信託	126,166	26,166	-

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、役員と従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	第45期 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	82,040	28,890
退職給付費用	73,760	74,074
退職給付の支払額	-	-
制度への拠出額	△126,910	△118,157
退職給付引当金の期末残高	28,890	△15,191

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	912,117	989,221
年金資産	884,966	1,006,153
	27,150	△16,931
非積立型制度の退職給付債務	1,740	1,740
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,890	△15,191
退職給付に係る負債	28,890	1,740
退職給付に係る資産	-	△16,931
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,890	△15,191

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 73,760千円 当事業年度 74,074千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,600千円、当事業年度39,040千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
前受収益償却額	11,635 千円	4,286 千円
未払費用否認額	65,489 千円	78,620 千円
繰延資産償却額	4,457 千円	4,632 千円
未払事業税	37,854 千円	23,009 千円
賞与引当金等	206,011 千円	215,009 千円
退職給付引当金	203 千円	548 千円
減価償却資産	78 千円	30 千円
資産除去債務	45,511 千円	47,206 千円
未払事業所税	2,659 千円	2,622 千円
繰延税金資産小計	373,901 千円	375,967 千円
評価性引当額	△62,793 千円	△63,277 千円
繰延税金資産合計	311,108 千円	312,690 千円
繰延税金負債		
資産除去債務	△ 38,491 千円	△ 37,145 千円
その他有価証券評価差額金	△ 7,280 千円	△ 341 千円
その他	△ 2,912 千円	△ 5,336 千円
繰延税金負債合計	△ 48,684 千円	△ 42,824 千円
繰延税金資産の純額	262,423 千円	269,865 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第44期 (2024年12月31日)	第45期 (2025年12月31日)
法定実効税率	法定実行税率と税効果	30.62%
（調整）	会計適用後の法人税等	
交際費等永久に損金に算入されない項目	の負担率との間の差異	2.02%
評価性引当金額	が法定実行税率の100分	0.02%
過年度法人税等	の5以下であるため注記	△0.96%
住民税均等割等	を省略しております。	0.08%
租税特別措置法上の税額控除		△2.01%
その他		△1.79%
税効果会計適用後の法人税などの負担率		27.99%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	第45期 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
期首残高	147,505 千円	148,631 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,126 千円	1,135 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
期末残高	148,631 千円	149,767 千円

（収益認識関係）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,275,770	-	10,275,770
運用受託報酬	2,853,205	1,008,252	3,861,458
投資助言報酬	28,476	-	28,476
その他営業収益	1,901,290	-	1,901,290
合計	15,058,742	1,008,252	16,066,995

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,385,910	-	10,385,910
運用受託報酬	2,602,830	304,616	2,907,447
投資助言報酬	26,309	-	26,309
その他営業収益	1,964,414	-	1,964,414
合計	14,979,464	304,616	15,284,081

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）及び第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
12,151,597	2,334,334	1,462,391	118,672	16,066,995

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
11,539,687	2,105,474	1,522,890	116,028	15,284,081

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第44期（自2024年1月1日　至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	1,143,615 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等役員の兼任	運用受託報酬 *1	276,507	未収運用受託報酬	76,260
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	921,489	未収収益	624,335

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

 *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー	ルクセンブルク	17,785 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,528,422	未収運用受託報酬	422,608
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	803,762	未収収益	177,404

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

 *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

第45期（自2025年1月1日　至2025年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	1,143,615（千ユーロ）	投資顧問業	（被所有）直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等役員の兼任	運用受託報酬 *1	265,955	未収運用受託報酬	358,981
							情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	902,203	未収収益	433,470

（注）

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー	ルクセンブルク	17,785（千ユーロ）	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,269,208	未収運用受託報酬	403,663
							情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	839,487	未収収益	243,922

（注）

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- アムンディ・アセットマネジメント（非上場）
- アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）
- クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

（1株当たり情報）

	第44期 （自2024年 1月 1日 至2024年12月31日）	第45期 （自2025年 1月 1日 至2025年12月31日）
1株当たり純資産額	5,265.05 円	5,156.82 円
1株当たり当期純利益金額	985.32 円	815.00 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)	第45期 (自2025年 1月 1日 至2025年12月31日)
当期純利益（千円）	2,364,773	1,956,013
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,364,773	1,956,013
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

第45期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
東海東京証券株式会社 [※]	6,000百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	
マネックス証券株式会社	13,195百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
SMB C日興証券株式会社	135,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
岡三証券株式会社 [※]	5,000百万円	
野村證券株式会社 [※]	10,000百万円	
明和證券株式会社	511百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
OKB証券株式会社	1,500百万円	
岡三にいがた証券株式会社 [※]	852百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	
株式会社広島銀行 [※]	54,573百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	
ソニー銀行株式会社	38,500百万円	
株式会社横浜銀行 [※]	215,628百万円	
PayPay銀行株式会社	72,216百万円	

※ 野村證券株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社広島銀行、岡三証券株式会社、岡三にいがた証券株式会社および東海東京証券株式会社は、ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付ならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

＜再信託受託会社の概要＞

- ・名称：株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額：51,000百万円（2025年3月末日現在）
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末にファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

2026年2月27日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月26日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・アラブ株式ファンドの2025年10月16日から2026年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・アラブ株式ファンドの2026年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。